

第24期佐世保市農業委員会第34回総会議事録

1 開催日時 令和5年3月27日(月) 13時30分から15時30分

2 開催場所 総合教育センター 中研修室1、2

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

なし

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	古川 清志	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	松田 庄二
大野地区	村田 司		

6 欠席推進委員

小佐々地区 松田 眞

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 松瀬 哲
事務局次長 小長 賢二

事務局係長 博多屋 孝昭
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主任主事 田中 豊
事務局主任主事 牟田 雄介
事務局主任主事 佐藤 拓磨

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第345号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第346号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
第347号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第348号議案 農地改良等届について
第349号議案 非農地通知について
第350号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第351号議案 農用地利用集積計画（案）について
第352号議案 農用地利用配分計画（案）について
第353号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について
第354号議案 令和5年度最適化活動の目標の設定等【案】について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第34回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。やっと春らしい気候になってきました。本日は令和4年度最後の総会となります。農業委員の改選時期も近づいてきて、25期のメンバーが大体固まってきたとお聞きしていますが、選考過程で候補される方がなかなかいないと聞いております。農家自体が減少し、ながさき西海農業協同組合の支店の閉店に伴い選考も難しいのではないかと考えております。それから、先日の企業経済委員会でも複数の市議会議員より農業委員の報酬が少ないのではないかとご指摘を受けましたが、そのようなことも農業委員に候補される方が少ない原因の一端ではないかと考えております。

いずれにしても、あと数ヶ月で24期のメンバーも変わっていくわけですが、食糧安保などの問題がございますが、農業委員として責任をもって取り組んで貰うようどうぞよろしくお願いいたします。

長くなりましたが、以上で開会にあたりましての私からのご挨拶とさせていただきます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は欠席の委員はございません。従いまして、現に在任する委員19名全員の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、委員定足数には関係ございませんが、小佐々地区松田眞推進委員から欠席届が提出されていることを併せてご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、16番 赤木行秀委員、17番 松永信義委員、補充として18番 内野正実委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第345号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第345号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明に入る前に、今回の申請案件に関連しますので、その他事務局報告事項として本日資料を配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。お手元に配付しています「その他1 違反転用事案報告について」の資料をご覧ください。

～資料説明～

それでは、議案の説明に戻ります。差し替えがございますのでそちらをご覧ください。

1番、針尾地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、針尾北町の1筆。地目は、登記畑、現況駐車場です。面積は119㎡。転用目的は駐車場。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項として、こちらは麻生胃腸外科医院から西に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。昭和62年に施工済みであり、新たな造成等はない。日照通風は建物を建設しないため、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

- 議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番針尾地区。
- 1 番 1番有馬です。3月23日に原委員と現地を見ております。特に問題ないと見てまいりました。以上です。
- 議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。
- 原 委 員 針尾地区の原です。有馬委員から説明がありましたとおり、追認許可相当として問題ないと見てまいりました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。それではこの案件について何かご意見等ございませんか。
- 1 5 番 15番西尾です。造成計画で現状のまま利用すると記載されておりますが、現状では碎石やコンクリート施工などどのようになっていますか。
- 議 長 事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 碎石を敷設しております。
- 議 長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。
- 1 3 番 13番水口です。申請代理人について代理人が申請する場合は行政書士の資格が必要だと思いますが、今案件の申請代理人は社員と記載されておりますが、代表が資格を保有している場合は社員が資格を所有しなくてもよいのか。
- 事 務 局 行政書士法人の社員とは行政書士の資格を保有する方が社員となっております。なお、保有されない方は事務員などの記載となっております。
- 議 長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。
- 委 員 (なし)
- 議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。
- 農業委員 (挙手多数)
- 議 長 賛成多数ですので、第345号議案は許可相当として県に進達いたします。続きまして、第346号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承

認申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第346号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について説明いたします。

1番、早岐地区。当初計画者、変更申請者は記載のとおりです。申請地及び転用目的は当初計画と変わりはありません。変更の理由としましては、他事業者が先行して設置したマンホールに下水道管を接続する工事を予定していたが、先行していた他事業者が工期延長になったため計画に変更が生じたもの。また、資材の減少及びパイプ保管用のプレハブ設置などにより資材置場の面積が減少しております。耕作者なし、農地区分は、農振内農用地に該当します。参考事項としまして、こちらは上原公民館から南に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみを行う。日照通風、建物高を2.7mほどに加減。排水計画、雨水は水路放流。仮設の溝を作り、土砂の流出がないようろ材を設置。汚水は仮設トイレ設置。生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。当初許可期間は令和4年12月15日から令和5年4月14日となっており、変更後は令和5年4月15日から令和5年7月31日までに変更となっております。

2番、相浦・九十九地区。当初計画者、変更申請者は記載のとおりです。申請地については当初計画と変わりありません。当初の転用目的は建設用資材置場。計画変更後はクレーン設置及び資機材置場・休憩所等の設置。変更の理由としましては、当初計画者が西九州自動車道拡張工事施工。工事終了に伴い、変更申請者が上部工工事請負施工にあたるため、クレーン設置及び資機材置場・休憩所等を設ける必要があったためです。耕作者なし。農地区分は農振内白地の10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは佐世保特別支援学校から北に約500mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.2m。ビニールシートを敷設し、その上に砂利敷高0.2mとして期間満了時にすべて撤去・除去して現状復帰する。当初計画者が施工済みのため、そのままの状態を利用。日照通風。建物高を2.7m程度に加減。排水計画、雨水は水路放流。汚水は汲み取り。生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。当初許可期間は令和3年2月15日から令和6年2月14日となっており、変更後は令和5年4月15日から令和6年12月31日までに変更となっております。

3番、江迎地区。当初計画者、変更申請者は記載のとおりです。申請地については当初計画では一筆1,500㎡利用する計画でしたが、計画変更では950㎡に変更となっております。転用目的は当初計画では仮設事務所、資材置場、駐車場、通路。計画変更後は仮設事務所、資材置場、駐車場、通路、作業ヤードです。変更の理由としましては、当初計画者が長崎497号乱橋地区の石灰処理工、法面工、防護柵など施工。同地区の橋床版外工事を行うにあたり、仮設事務所、資材置場を設ける必要があったためです。耕作者なし。農地区分は農振内農用地に該当します。参考事項としまして、こちらは江迎中学校から南に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画は現状のまま利用する。仮設ハウス、仮設トイレ、資材置場、駐車場部分は前転

用者がブルーシートを敷いた上に砕石を均しており、そのまま利用する。通路部分は新たに鉄板を敷く。日照通風。建物高を2.7m程度に加減。排水計画、雨水は自然流下。汚水は汲み取り。生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。当初許可期間は令和4年12月15日から令和5年4月15日となっており、変更後は令和5年4月15日から令和6年4月15日までに変更となっております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番早岐地区。

5 番 5番八並です。3月23日に久野委員と現地を確認して参りました。先行する他事業者の工事が遅れており、3.5か月の延長ということで致し方ないと見ております。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。八並会長から説明がありましたとおり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に2番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。3月24日に富川委員と現地を確認して参りました。問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に3番江迎地区。

1 7 番 17番松永です。3月19日に小川委員と現地を確認してまいりました。問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。松永委員から説明がありましたとおり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 ありがとうございました。それではこの案件につきまして、何かご意見等ございましたら。

7 番 7番川口です。被害防除計画の日照通風の欄に2.7m程度加減すると記載されているが、地面から2.7mの高さになるのですか。どこからの高さになりますか。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 地面からの高さになります。

議 長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。ないようでしたら、私からいいですか。

前回転用申請では1,500㎡利用するのに対して今回申請は利用する面積が減っている理由はなぜですか。事務局の説明をお願いします。

事務局 前回転用申請時に利用しない面積も含まれておりましたが、今回は利用しない部分を除いて申請しております。また、前回から利用していない部分については碎石等施工していないので復元等は発生しておりません。

議 長 他に質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第346号議案は許可相当として県に進達いたします。

次に、第347号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第347号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明します。

1番、早岐地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、上原町の1筆の一部。地目は、登記田、現況休耕。面積は1筆433.18㎡です。転用目的は資材置場。権利は、賃借権設定です。施設は、資材置場159.3㎡、通路80㎡、作土仮置80㎡、その他(余地)193.88㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内農用地に該当します。参考事項としまして、こちらは上原町公民館から南に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画は現状のまま利用する。整地のみを行う。日照通風、建物高を2.7mほどに加減。排水計画、雨水は水路放流。仮設の溝を作り土砂流出がないようろ材を設置。汚水は仮設トイレ設置。生活雑排水は、生じない。

添付書類は記載のとおりです。農地復元計画書の内容としましては、盤土の整地転圧及び表層良質土の敷均し、農地を復元する。となっております

2番、相浦、九十九地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の2筆。地目は、登記田、現況荒地。面積は592㎡です。転用目的はクレーン設置及び資機材置場・休憩所等設置。権利は、賃借権設定です。施設は、駐車場7台、資材置場58.8㎡、重機配置165㎡（移動範囲含め）耕作者あり。農地区分は、農振外で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは佐世保特別支援学校から北に約500mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.2m。ビニールシートを敷設し、その上に砂利敷高0.2mとして期間満了時にすべて撤去・除去して現状復帰する。当初計画者が施工済みのため、そのままの状態を利用。日照通風。建物高を2.7m程度に加減。排水計画、雨水は水路放流。汚水は汲み取り。生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。農地復元計画書の内容としましては、ビニールシートを撤去して造成前の状態に復元する。となっております。

3番、江迎地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、申請地所在は、江迎町乱橋の1筆の一部。地目は、登記田、現況荒地。面積は950㎡です。転用目的は事務用地。権利は、賃借権設定です。施設は、仮設事務所3棟69.4㎡、資材置場100㎡、駐車場11台、通路135㎡、作業ヤード120㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内農用地に該当します。参考事項としまして、こちらは江迎中学校から南に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。仮設ハウス、仮設トイレ、資材置場、駐車場部分に前転用者がブルーシートを敷いた上に碎石を均しており、そのまま利用する。通路部分は新たに鉄板を敷く。日照通風。建物高を2.7m程度に加減。排水計画、雨水は自然流下。汚水は汲み取り。生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。農地復元計画書の内容としましては、仮設物、砂利等の撤去後耕起し、農地への復旧を行う。となっております。以上ですが、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 第347号議案は先ほど審議された第346号議案と同様の案件ではございますが、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番早岐地区。

5 番 5番八並です。3月23日に久野委員と現地を確認して参りました。先ほども申し上げましたが、先行する他事業者の工事が遅れており、3.5か月の延長ということで致し方ないと見ております。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。八並会長から説明がありましたとおり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に2番相浦、九十九地区。

1 2 番 1 2番伊賀崎です。3月24日に富川委員と現地を確認して参りました。問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に3番江迎地区。

1 7 番 1 7番松永です。3月19日に小川委員と現地を確認してまいりました。問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。松永委員から説明がありましたとおり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこの案件につきまして、何かご意見等ございましたらどうか。

3 番 3番阿波です。1番早岐地区の案件について作土仮置きと通路部分は別の配置になっているか。それとも通路部分に作土仮置きをするのかどちらでしょうか。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 作土仮置き部分と通路部分は別の配置になっております。

3 番 第346号議案には作土仮置き面積が記載され、第347号議案の施設の欄には記載されていませんが、その他（余地）の面積に同じ数字が記入されております。数字の錯誤ではありませんか。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第347号議案のその他（余地）の面積が作土仮置き面積を除いた面積になります。申し訳ございません。

議 長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

9 番 9番牟田です。第346号議案の1番早岐地区の施設は当初から作土仮置きがあったのでしょうか。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 当初から作土仮置きはありました。記載が漏れておりました。

議 長 他に質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第347号議案は許可相当として県に進達いたします。
次に、第348号議案 農地改良等届について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第348号議案 農地改良等届について、説明いたします。

1番、江迎地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は江迎町北平の1筆。地目は、登記田、現況畑。農地面積338㎡、施工面積は173㎡です。農地改良を必要とする理由は既存石積の崩壊が進んでおり、水田利用が困難なため畑への転換を行う。同時に、段差をなくして作業効率を上げる為。参考事項としまして、こちらは北松中央病院から北へ約450mの位置にあります。作付計画は野菜(大根、タマネギ)。作付予定日は令和5年11月10日。工事期間は令和5年4月15日から令和5年8月31日。施工者、土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは最高2.0m、切土の高さは最高1.8mとなっております。土の量は140㎡、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内白地です。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは地区担当委員の説明をお願いします。1番、江迎地区。

17番 17番松永です。3月19日に小川委員と現場を確認しました。時効取得で所得された土地であります。自宅の横に位置しています。現況は畑としておりますが、石垣が崩れ、境界もわからないようになっていましたが、今回の改良で段差をなくし、効率的に使われるとのことなので問題ないと思います。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。松永委員が言われたように計画通りにされれば何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第348号議案について受理することといたします。
続きまして、第349号議案 非農地通知について事務局の説明をお願いします。

事務局 第349号議案 非農地通知について説明いたします。今回の非農地通知案件は、217筆で面積が106,159.37㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認いただきましたら、所有者に対し非農地通知書を発出いたします。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、本件について、非農地通知を発出することといたします。
次に、第350号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第350号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。差し替えがございますのでそちらの資料をご確認ください。

1番針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、針尾東町の三筆、地目は登記田、現況休耕。面積は3筆合計3,324㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、吉井町高峰の6筆、地目は登記田、現況畑。面積6筆合計4,544㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与です。本申請は、社会福祉法人による事業に供するための農地取得であり、農地

法施行令第2条第1項ハに該当するため、全部効率利用要件、下限面積要件については適用除外となります。

以上2件のうち、1番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。2番については、農地法第3条第2項及び農地法施行令第2条第1項ハ及び農地法施行規則第16条の各号に該当するため、農地法第3条第2項1号、第2号、第4号、第5号は適用除外し、第3号、第6号、第7号の各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番針尾地区。

1 番 1番阿波です。3月23日に原委員と現地を確認いたしました。問題はないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

原 委 員 針尾地区の原です。申請地は譲受人が所有する畑の近くにあります。譲渡人は高齢で譲渡人のご子息が耕作していましたが、体調を崩し、誰も管理できない状況でした。そこに譲受人が購入したいと話があり購入するようになったと。問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 次に2番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。3月24日に末永委員と譲受人と現地を見てまいりました。申請地は半分近くが荒地と化しておりますが、今回贈与されるとのことで農地へ復旧されるようになるかと話をされておりました。問題はないと見てまいっております。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。水口委員が言われたとおりで、問題ありません。以上です。

議 長 ありがとうございました。それでは、第350号議案について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第350号議案については、許可することといたします。
続きまして、第351号議案 農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、第351号議案 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。
利用権の設定は、針尾地区1件、宮地区1件、三川内地区1件、早岐地区6件、中里地区2件、世知原地区2件、江迎地区3件の合計16件、解除条件付きの利用権の設定は、宇久地区1件、所有権の移転が早岐地区1件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。なお、4番から7番の早岐地区、10番、11番の中里地区がそれぞれ関係する委員がおられます。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、利用権設定の4番から7番の案件について、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。利用権設定の4番から7番の案件について承認されました。
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 続きまして、利用権設定の10番、11番の案件について、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。利用権設定の10番、11番の案件について承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議長 それでは、利用権設定の4番から7番と10番、11番以外の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。第351号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第351号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。次に、第352号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第352号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区5件、三川内地区3件、早岐地区1件、日宇地区1件の合計10件が計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。以上です。ご審議よろしく願います。

議長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 第352号議案については承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。

次に、第353号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第353号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして江上地区1件、宮地区3件、早岐地区3件、吉井地区2件、世知原地区1件の合計10件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。以上です。ご審議よろしくご願ひいたします。

議長 6番の案件について、私が除斥の対象となるため、農業委員会法第31条の規定により、一時退席しますので先行審議をお願いします。議長を副会長に代わります。

～委員退席～

副会長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

副会長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

副会長 賛成多数です。6番の案件について承認されました。委員は入室願ひます。

～委員入室～

議長 それでは、6番以外の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。第353号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第353号議案についてはすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、第354号議案 令和5年度最適化活動の目標の設定(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第354号議案 令和5年度の最適化活動の目標の設定等について、ご説明の前に訂正がございます。28ページの1農業委員会の現在の体制の部分をご覧ください。第24期の任期は、任命・委嘱年月日が令和2年7月20日ですが、令和2年7月19日になってしまっております。また、任期満了年月日は令和5年7月19日までですが、令和5年7月20日までと誤っております。お詫びしてご訂正をいたします。

それではご説明いたします。この目標の設定につきましては、前年度の点検・評価と合わせて、例年は4月に当年度の目標設定についてご審議いただいておりますが、昨年の制度改正によりまして、一ヶ月前倒しして3月末までに翌年度の目標を定めることとされました。したがって、今回3月の総会において上程させていただいております。これまでは、前年度の点検・評価の結果を反映して次年度の目標を設定するやり方でしたが、令和5年度につきましては、まだ令和4年度が終了しておりませんので、令和3年度の点検・評価の結果をもって目標数値を設定しております。結果的に令和5年度の目標は、令和4年度の目標と同じ数値となります。以下、ご説明においては、数値の異なる部分を中心にご説明いたします。

28ページをご覧ください。Iの農業委員会の状況は令和5年4月1日現在の状況です。1農業委員会の現在の体制ですが、令和4年度は農業委員の欠員1名でありましたが、欠員補充が行われましたので、定数、実数ともに19名となっております。2農家・農地等の概要につきましては、農林業センサスに基づき記載する部分は、最新の2020年センサスの数値で変わりありません。耕地面積に関しましては、令和4年度の「耕地及び作付面積統計」の数値が公表されておりますので、最新の数値を記入しております。

29ページをご覧ください。II最適化活動の成果目標(1)農地の集積は、担い手への農地の利用集積・集約化について記載しております。現状及び課題②目標につきましては、令和4年度の数値と同じです。(2)遊休農地の解消も①現状及び課題②目標につきましては、令和4年度の数値と同じです。

30ページをご覧ください。(3)新規参入の促進も、①現状及び課題②目標につきましては、令和4年度の数値と同じです。この様に最適化活動の成果目標は令和4年度の目標と同じ設定となります。余談ではありますが、本案をご承認いただいた場合、最適化交付金による報酬の配分に用います個人ごとの目標設定につきましても、令和4年度の目標設定を引き続き用いることになると考えております。

2最適化活動の活動目標です。1人当たりの活動日数ですが、前年度の目標日数を上回った場合は、目標を上方修正することとされています。しかし、令和4年度は月7.

8～7.9平均の見込みであり、目標としていた月8日を若干下回る事から、引き続き月8日を目標にしています。(2)活動強化月間の設定目標も令和4年度と同じ目標設定としています。(3)新規参入相談会への参加目標は、長崎県農業会議が長崎県農業法人就職・就農相談フェアを5月に計画しているということですので、目標を1回としております。説明は以上になります。なお、最適化活動の目標設定等につきましては、国・県へ報告及び公表を行うこととされていますので、ご承認後、報告及び公表をいたします。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第354号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第354号議案についてはすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

 続きまして、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について

 内容に関しましては、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【農地法第3条下限面積要件撤廃に係る対応について】

【非農地通知の事務処理について】

【令和5年度「農地等利用最適化推進施策の改善について」の調査票（提出のお願い）
について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第
34回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議 事 録 署 名 人

議 長 _____ 印

1 6 番 _____ 印

1 7 番 _____ 印